**平成２５年（フ）第１７９号**
埼玉県比企郡ときがわ町大字大附408番地
債務者　大附　智子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２５年（フ）第２４１号**
埼玉県深谷市上柴町東７丁目27番地８
債務者　斉藤　法子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２４年（フ）第１８９号**
滋賀県東近江市佐野町612番地１プラティーク106号、住民票上の住所滋賀県東近江市東沖野１丁目３番２号
債務者　徳田　武雄
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２５年（フ）第７４号**
滋賀県彦根市三津町290番地
債務者　坪内　佳子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２５年（フ）第８５８号**
京都市伏見区深草大亀谷岩山町145番地
債務者　樋口　昭三
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第８７６号**
京都府木津川市兜台５丁目１番地３　コンフォールかぶと台10―201号
債務者　塩瀬こと　塩瀬　信夫
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第８７７号**
京都府木津川市兜台５丁目１番地３　コンフォールかぶと台10―201号
債務者　塩瀬こと　塩瀬　政子
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第５７４号**
堺市西区草部1488番地
債務者　山崎久美子
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第５９８号**
堺市東区石原町４丁114番地１　クリバーコート101号
債務者　仲氏　靖彦
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第６５３号**
堺市南区竹城台１丁２番11―202号
債務者　椛嶋　　透
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第６６６号**
堺市堺区旭ヶ丘北町３丁４番８号
債務者　小野山朋宣
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第６８３号**
堺市南区檜尾1428番地24
債務者　守田　初江（旧姓田渕）
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第６９１号**
堺市北区南花田町43番地
債務者　坂田　高雄
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第６９４号**
大阪府松原市高見の里６丁目17番11号
債務者　谷口　　功
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第６９５号**
堺市北区百舌鳥梅北町３丁112番地１グリーンハイツ三国ヶ丘101号、住民票上の住所堺市東区草尾400番地13
債務者　小野田　修
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第７０１号**
大阪府富田林市高辺台１丁目５番502―402号
債務者　岡田　聡子
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第７１２号**
堺市美原区菩提74番地13
債務者　西原　尚子（旧姓澤井・池内）
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第７１４号**
堺市西区浜寺船尾町西２丁273番地27
債務者　守田　　匠
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係